

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	<p>「短期間で金融商品の売買(乗換え)を繰り返すような取引は、NISAの制度趣旨に馴染まない」ので、短期での利用は規制すべきである。短期間では売却できない規制が必要であり、リスクの高い投資信託および株式での利用を規制し、新しい金融商品として「定額積立サービス」「安定的な資産形成に資するような金融商品」での利用に限定すべきである。</p> <p>そうでなければ、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客に対して優しくなく、金融商品取引業者主体の売買がなされてしまう。その結果、初めて投資を行う者は、投資から遠ざかってしまう。</p>	<p>金融商品取引業者等は、適合性原則に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に即した適正な投資勧誘の履行を確保する必要があります(Ⅲ-2-3-1)。さらに、本改正により、NISAが家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、顧客に対し、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行うことが求められています。</p> <p>他方、NISAを利用した取引については、顧客の属性に応じ様々なニーズがあると想定されるため、特定の金融商品による利用を一律に制限することは適切でないと考えられます。</p>
2	全般	<p>NISAは税の優遇が得られる制度であるため、一人一口座というのを守ることが大事であると考え。にもかかわらず、二つの口座を申し込んでいる人がいると聞いている。二つの口座を申し込んだときの不利益などについてしっかりと周知したほうが良いと考える。</p>	<p>NISAに基づく非課税口座は、通常の証券口座(特定口座等)と異なり、複数の金融機関に開設することは認められず、一人一口座のみ開設が認められます。</p> <p>本改正では、この点について、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明することを求めています。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、顧客が複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合、口座開設までに相当の時間を要する場合がありますなど、口座開設手続が円滑に進まないおそれがあることについても適切に周知するよう求めることとします。</p>
3	Ⅳ-3-1-2(7)①口.	<p>改正案Ⅳ-3-1-2(7)①口. 柱書に「口座開設後」とあるが、口座を開設してしまった後に説明されても遅過ぎるのではないか。</p>	<p>金融商品取引業者等には、「非課税口座開設の勧誘・申込みの受付時や口座開設後に」、必要に応じて、説明を行うことが求められます。その際、ご指摘のとおり口座開設前に必ず説明がなされる必要のある事項も存在します。例えば、一人一口座のみ開設が認められること(a.)については、非課税口座の勧誘・申込みの受付時に説明がなされる必要があります。他方、その他の事項については、非課税口座の開設後の商品提供の際等に説明を行うことが効果的な場合もあるものと考えられます。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
4	IV-3-1-2(7)① 口.	<p>元本払戻金(特別分配金)については、既に監督指針IV-3-1-2(4)①において、顧客に分かり易く説明することが求められており、NISAのところで改めて示す必要性はないのではないかと考える。</p> <p>また、本事項により、無分配型投資信託のみをNISAの取扱商品とする金融機関が出てくる可能性もあり、その結果、顧客の選択肢が狭まる懸念もある。</p>	<p>ご指摘のとおり、IV-3-1-2(4)①において、投資信託の勧誘に係る留意事項として、投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合がありますことを、顧客に分かり易く説明することを求めています。本改正はこれに加えて、NISAに基づく非課税口座を利用する際のメリットや留意点について顧客が正しく理解できるよう、投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税でありNISAにおいては制度上のメリットを享受できないことについて、必要に応じた説明を求めるものです。</p> <p>なお、本改正は、金融商品取引業者等が、NISAを利用する取引に関し提供できる金融商品等について、一律に限定する趣旨ではありません。</p>
5	IV-3-1-2(7)②	<p>改正案IV-3-1-2(7)②の制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供に関して、既に監督指針Ⅲ-2-3-1において、顧客の意向等に即した勧誘を行うべきとの記載があり、NISAのところで改めて示す必要性はないのではないかと考える。</p>	<p>金融商品取引業者等には、顧客に対し、Ⅲ-2-3-1等に記載されている事項を遵守し、適合性の原則を踏まえた適正な投資勧誘を行うことが当然求められますが、NISAは、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度であるため、本改正ではNISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を求めています。</p>
6	IV-3-1-2(7)②	<p>NISA口座の取扱いについては、定額積立サービスやそれに類する金融商品等の提供が必須ではないとの理解でよいか。</p> <p>制度の枠組みの中でNISAの仕組みを用いてどのような投資を行うかは投資家の自由であり、例えば、定額積立サービスを利用したい顧客は、提供を行っている金融機関の中からNISA口座の開設を行う先を選択することが可能であるため、例示されている定額積立サービスやそれに類する金融商品の提供が全ての金融機関に求められているものではないことを確認したい。</p>	<p>定額積立サービスの提供や中長期にわたる安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行うことは例示であり、必ずしも、全ての金融商品取引業者等に特定の金融商品の提供を一律に求めるものではありませんが、金融商品取引業者等には、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行うことが求められます。</p>
7	IV-3-1-2(7)②	<p>NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等として、「一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供や、中長期にわたる安定的な資産形成に資するような金融商品」との例示がなされているが、他どのような商品等が考えられるのか。</p> <p>また、商品等の提供は新商品であることが求められるのか。</p>	<p>NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の内容については、基本的には、NISAの制度設計・趣旨や顧客のニーズを踏まえた、各金融商品取引業者等の創意工夫が期待されます。</p> <p>なお、必ずしも新商品の提供が必要となるものではありません。</p>